

障害者支援施設 山楽園

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と障害者支援施設での障がい福祉サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設での障がい福祉サービスを提供します。本サービスの利用は、原則として介護給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者の概要	1
2. 事業目的と運営の方針	1
3. 施設の概要	2
4. 職員の勤務体制	4
5. サービス提供の内容	4
6. 利用料	8
7. その他の費用負担	9
8. 当施設のご利用の際に留意いただく事項	10
9. 苦情等申立先	11
10. 虐待の防止に関する措置	12
11. 緊急時の対応について	12
12. 非常災害時の対策	13
13. 福祉サービス第三者評価	13

社会福祉法人仁寿会

〔障害者支援施設 山楽園〕

当事業所は島根県の指定を受けています。

(第 3211400142 号)

この説明書は、平成 23 年 12 月 17 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

この説明書は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この説明書は、平成 26 年 9 月 1 日から適用する。

この説明書は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この説明書は、平成 30 年 12 月 22 日に一部を改正し、平成 30 年 12 月 23 日から適用する。

この説明書は、平成 31 年 3 月 16 日に一部を改正し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	仁寿会
法人所在地	(690-2705) 雲南市掛合町松笠2154番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 []
電話番号	0854-62-1500

2. 事業目的と運営の方針

施設の種別	指定障害者支援施設
施設の目的	社会福祉法人仁寿会が開設する指定障害者支援施設「山楽園」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念に基づき、生活の安定及び充実を困難としている障がい者が利用し、日中活動の場と生活の場を分離し、自立的に地域生活を送れるよう必要な介護、支援をすることを目的とする。
施設の名称	障害者支援施設 山楽園
施設長の氏名	施設長 []
施設の所在地	(690-2705) 雲南市掛合町松笠2154番地1
電話番号	0854-62-1500
施設の運営の方針	<p>○当施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基本理念に基づき利用者の支援に万全を期するために次の諸点を支援方針とする。</p> <p>(1)施設の暮らしは、本人にとって家庭であり、生活する中から自己実現のために意欲的なチャレンジャーであることへ支援をして行く</p> <p>(2)施設を利用する人たちは、「ゆとりと安らぎ」を基本としながら現有能力を高めるとともに潜在力、残存力の活性化への支援をして行く</p> <p>(3)施設は、近隣市民が利用する施設であり、地域資源として社会的、個人的理由を問わずショートステイ、生活介護を支援して行く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所施設、短期入所事業所及び生活介護事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅あるいは施設において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指すものとする。 ・入所施設、短期入所事業所及び生活介護事業所は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する市町村や障がい者福祉サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。
実施する障がい福祉サービス	<p>○生活介護事業</p> <p>○施設入所支援</p> <p>○短期入所（併設型 空室型）</p>
主たる対象者	知的障がい者
開設年月	平成24年4月1日
入所定員	施設入所 57人 短期入所 4人（他 空床利用） 生活介護 80人

3. 施設の概要

(1) 山楽園

建 物	構 造	居住棟 鉄筋コンクリート平屋建 体育館 鉄骨平屋建 車庫 鉄骨平屋建 危険物置場 コンクリートブロック 厨房 鉄筋コンクリート平屋建 LPG庫 コンクリートブロック
	延 床 面 積	居住棟 2,493.77 m ² 訓練作業棟 330.00 m ² 車庫 112.53 m ² 危険物置場 7.60 m ² 厨房 143.50 m ² LPG庫 8.27 m ²
	利 用 定 員	80名
敷 地 面 積		22,500 m ²
そ の 他		

(2) 居 室

居室の種類	室 数	面 積 m ²	一人当たり 面 積	設 備
1人部屋	18室	13.39	13.39	エアコン、ベッド、収納タンス、テレビコネクター
1人部屋	2室	11.90	11.90	エアコン、ベッド、収納タンス、テレビコネクター
1人部屋	1室	13.02	13.02	エアコン、ベッド、収納タンス、テレビコネクター
1人部屋	2室	13.46	13.46	エアコン、ベッド、収納タンス、テレビコネクター、便所、押入
1人部屋	20室	13.13	13.13	エアコン、ベッド、収納タンス、テレビコネクター
1人部屋	6室	17.25	17.25	エアコン、ベッド、収納タンス、テレビコネクター
4人部屋	2室	40.16	10.04	エアコン、ベッド、収納タンス、テレビコネクター
1人部屋	1室	14.03	14.03	短期入所事業用 エアコン、ベッド、収納タンス、テレビコネクター
1人部屋	1室	13.39	13.39	短期入所事業用 エアコン、ベッド、収納タンス、テレビコネクター
1人部屋	2室	13.58	13.58	短期入所事業用 エアコン、ベッド、収納タンス、テレビコネクター

(3) 主な設備

設備の種類	室 数	面積 (m ²)	一人当 り 面積 (m ²)	設 備
食堂	2室	254.88	3.19	テーブル、椅子、テレビ、エアコン
訓練作業棟	1棟	343.80	4.30	作業台、テーブル、椅子、器具庫、女子便所、男子便所、エアコン
会議室	1室	84.00	1.05	集会所 72.00 m ² 、便所、倉庫、机、椅子、エアコン
相談室	2室	40.00		机、椅子、エアコン
浴室・脱衣場	4室	104.62		男子用2カ所、女子用2カ所、リフト付き2カ所
洗面所	4室	85.0		男子用2カ所、女子用2カ所
医務室	1室	31.50		薬棚、冷蔵庫、エアコン、水道設備、便所

便所	4室	78.68		男子用2カ所、女子用2カ所
洗濯室	4室	50.00		男女各2カ所、洗濯機
物干場	4室	85.00		男女各2カ所、大型乾燥機、物干台
支援員事務室	1室	15.00		机、椅子、冷蔵庫、ロッカー、棚、エアコン
支援員室	2室	32.50		
リネン室	4室	38.90		
宿直室	2室	34.53		押入、警報装置、夜間電話
事務室	1室	139.05		机、椅子、事務機材、冷蔵庫、エアコン、応接セット 男女便所、湯沸かし室
書庫	1室	14.88		移動書架台
厨房	1室	131.15		厨房機材1式、下処理室、食品庫、機械室、便所、洗面室、休憩室、調理室
加工食品保存庫	4室	55.35		食品台、エアコン、

(建物の名称： パン工房作業棟)

設備の種類	面積 (m ²)	設 備
相談室	8.63	事務机3台、パソコン1台、プリンター1台、エアコン1基
作業室1	17.25	テーブル2台、椅子9脚、エアコン1基、更衣用ロッカー6口6個
湯沸し室	6.90	流し台
男子用便所	6.90	水洗和式
女子用便所	6.90	水洗和式
搬入出口	15.00	
製品庫	15.00	材料保管棚
作業室2	138.60	低温貯蔵庫1台、ミキサー2台、ベーカージェット1台、ドウコンデシヨナー1台、リバーシート製延機1台、ミモルダガー1台、業務用冷凍冷蔵庫1台、スライサー1台、デジタルスケール3台、台車2台、上皿自動秤1台、シーラー1台、ラベラー3台、フロアケース5台、ラック3台、流し台1台、作業台6台、粉ストッカー4個、サコールドボックス7個、ガステーブルコンロ1台、電気式フライヤー1台、大型パンジュー22個、パンジューG1030個、電気オープン1台、卓上切断機1台、エアコン2基、誘導灯3ヶ所、自動消火剤散布器7基、消火器2本

(建物の名称： 第1作業棟)

設備の種類	面積 (m ²)	設 備
玄関	24.30	下足棚、洗面台
男子便所	7.29	水洗 洋式1、小1
女子便所	7.29	水洗 洋式1、和式1
作業室1	66.96	事務机4台、イス11ヶ、テーブル7ヶ、ロッカー6口5個、長イス4ヶ、応接テーブル1ヶ、事務ロッカー2台、エアコン1台、テレビ1台、仕切り板7枚

作業室 2	66.96	事務机 2 台、テーブル 7 台、イス 13 ヶ、作業台 4 台、エアコン 1 台、ロッカー 6 口 1 個
-------	-------	--

(4) 職員体制

職 種	員 数	区 分				常勤換算 後の職員
		常 勤		非 常 勤		
		専 従	兼 任	専 従	兼 任	
施 設 長	1 名		1 名			0.66
サービス管理責任者	2 名	2 名				2.00
看 護 師	1 名	1 名				1.00
栄 養 士	1 名		1 名			0.66
生活支援員	17 名以上	17 名以上				17.00
調 理 員	3 名以上	3 名以上				3.00
運 転 手	2 名以上		2 名以上			0.07
嘱 託 医 師 (内科医師)	1 名			1 名		
警 備 員	2 名	2 名				1.00
事 務 員	1 名以上		1 名以上			1.00

※当事業所では、更生労働省及び島根県の定める指定基準を遵守し、指定障がい福祉サービスを提供する者として、上記の職種の職員を配置しています。

4. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
施 設 長	日勤 8:30~17:15
生活支援員	早番 7:00~15:45 早番 7:30~16:15 日勤 8:30~17:15 遅番 10:30~19:15 夜勤 16:00~翌日9:00
介 助 員 (生活支援員の 臨時職員)	早番 7:00~15:45 早番 7:30~16:15 日勤 8:30~17:15 遅番 10:30~19:15 夜勤 16:00~翌日9:00
嘱 託 医 師	内科医師 月 1 回 1 回当たり 1 時間以上
看 護 師	日勤 8:30~17:15 (夜間、休日においても緊急対応します。)
栄 養 士	日勤 8:30~17:15

調 理 員	早番 6 : 0 0 ~ 1 5 ; 0 0 日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 遅番 1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0
運 転 手	7 : 0 0 ~ 9 : 0 0 1 6 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
事 務 員	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
警 備 員	平日 1 6 : 3 0 ~ 翌日 8 : 3 0 休日 8 : 3 0 ~ 翌日 8 : 3 0

5. サービス提供の内容

1、(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス

種 類	内 容
食 事	・利用者の能力を活用し、適切な方法で食事の自立に向けた支援を行います。
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
入 浴	・特別な事情のない限り、土曜日又は日曜日のいずれかを除き週 3 日以上の入浴を行います。
睡 眠	・快適で安眠のできる環境を整えます。
着 脱 衣	・生活のリズムを整え、毎日の着替えを行い清潔の保持に努めます。
整 容 (歯磨き・洗面を含む)	・個性に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は、週 1 回行います。
移 動	・個々のニーズや身体的状況等を配慮し援助します。
相 談 ・ 援 助	・当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) [] [] 又は [] []

(2) 日中活動支援サービス

種 類	内 容
生産活動支援	・適性力量に応じて支援します。 ・軽作業等の生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動工賃の支給に関する規程に基づき生産活動に従事している利用者に支払います。
創作活動	・手工芸、絵画制作といった芸術活動を通し、自己表現の場を提供します。また、作品展への出品、展示の機会提供も行い生活の張に繋がります。
余暇活動支援	・文化的活動や地域資源を利用するとともに、本人の希望を尊重し、有意義な活動ができるよう図ります。
社会活動支援	・地域活動の情報を提供し、希望者が参加できるよう支援します。

(3) 社会生活支援

種 類	内 容
コミュニケーション	・ひとりひとりの個性に合わせたコミュニケーションに努めます。
自己管理 (金銭・安全・健康・生活)	・利用者の主体的な管理を尊重し、必要に応じて支援します。
情報提供	・情報収集に努め、掲示板や広報を通じて、必要に応じ説明します。
地域生活移行	できるだけ自分でできるように支援します。

(個別支援サービス計画)

事業者は、次に掲げる事項を、施設のサービス管理責任者に担当させます。

- (1) 本施設及び事業所のサービス管理責任者は、利用者について解決すべき課題を把握し、利用者及びその扶養義務者の意向を踏まえて、施設サービスの目標及び、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ個別支援サービス計画を作成します。
- (2) 施設サービス計画書は、別紙『支援サービス計画書』に定めるとおりとします。
- (3) サービス管理責任者は、個別支援サービス計画作成後においても、支援サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、ニーズを見直し、もしくは利用者の要請に応じて支援サービス計画の変更を行います。
- (4) サービス管理責任者は、支援サービス計画を作成又は変更したときは、利用者又はその扶養義務者に支援サービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

(4) 居住環境整備サービス

種 類	内 容
調 理	・厨房内の清掃に心がけ、衛生面にも配慮し、害虫の駆除等も実施します。
清 掃	・毎日の清掃活動の中で衛生管理に努めます。
洗 濯	・個別ニーズにも合わせた環境を整備し、衣類の清潔保持に努めます。
整 理 整 頓	・個室収納タンス及びリネン室の提供と、個別タンスの持ち込み利用ができます。
食 事 準 備	・衛生上必要な配慮をし、適温での食事提供に努めます。 ・障がいや体調に合わせた調理（きざみ食等）を提供します。
社会資源の利用	・研修・会議等への会議室やダイルームの開放及び物品の貸し出しを行います。
安 全 管 理	・施設内及び周辺の定期点検を行います。

(5) 保健医療サービス

種 類	内 容
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医師により、健康管理に努めます。 ・常時は、看護師により、疾病予防、健康管理に努めます。 ・また、緊急時必要により主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付添い等について配慮します。

	〈当施設の嘱託医師〉 内 科 []
服 薬 管 理	・ 医務室にて厳密な管理をし、看護師の指示により服薬していただきます。
通 院 ・ 治 療	・ 主治医・看護師の指示のもと行います。
入院中のサー ビス提供	・ 可能な限り必要な援助を行います。

2、（1）給付費対象外サービス

種 類	内 容
食 事 の 提 供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の希望に応じて食事の提供を行います。サービスの提供を希望する場合には、別に記載する所定の料金をお支払いいただきます。 ・ 栄養士の立てる献立表により、バランスのとれた栄養と利用者の身体状況や健康に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 〈食事の時間〉 朝食（7：00 ～ 8：30） 昼食（12：00 ～ 13：00） 夕食（17：30 ～ 19：00）
光 熱 水 費	・ 施設入所にかかる光熱水費として別に記載する所定の料金をお支払いいただきます。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を計画します。 ・ リフレッシュタイム（音楽活動、生け花、調理、習字）、その他日常生活を活発化するためのレクリエーション・作業活動を年間行事として行います。 ・ 行政機関に対する手続きが必要な場合には、施設が代行し利用者及び家族に報告いたします。
日常生活上必要となる諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活の購入代金等利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。 ○日曜品費 ○保健衛生費 ○教養娯楽費 ・ 上記の場合であっても、できるだけ利用者本人が準備調達できるもの、又は直接購入できるものは、本人で行うものとします。
預り金管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の希望により、金銭等の預り金管理サービスをご利用いただけます。 ・ 管理する預り金の形態：預金通帳、貯金通帳、定期預金証書類、有価証券、各種年金証書、各種保険等の証書、印鑑、印鑑登録カード ・ 保管責任者は施設長 ・ 証書類の保管者：出納員 ・ 預貯金通帳の保管者：担任職員 ・ 印鑑の保管者：所属長 ・ 現金の払出し者：出納員

(2) 利用者の選定により提供するサービス

種 類	内 容
特別な食事	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び事業所が提供する食事以外で、利用者が個別に希望する刺身等のメニューは、実費で提供することができます。 ・医師の処方による特別食を必要とする場合は、実費負担の方法及び調理の内容等詳細に協議し、できるだけ提供するものとします。 ・「特別な食事」として、高価な材料を使用し、特別な調理を行う選択食を希望する場合は、その負担の額及び調理の方法等について別途協議し、希望にそえるよう努めます。

※ 利用者の選定によるサービスは、実費相当の負担が必要となります。

(3) その他

種 類	内 容
サービス提供記録の保管	・サービス提供の日から5年間保存します。
サービス提供期間の閲覧	・土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から翌年1月3日を除く日の午前9時から午後5時までの間
サービス提供記録の複写物の交付	・当施設の複写機を使用された場合は、その時の実費をいただきます。

6. 利用料

お支払いいただく利用料はつぎのとおりです。

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・訓練等給付費等の給付を区市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担又は利用者負担額といいます。）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障がい福祉サービス受給者証をご確認ください。

基本的なサービス利用料金（1日当たり）

※1、ご利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日当たりの利用料金（1月に8日が限度となります。）は、下記のとおりです。

1、サービス利用料金（単位）／日	3,200 円
2、うち支援費として市町村より代理受領する金額	2,880 円
3、自己負担（1－2）	320 円

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外のサービス利用料金

以下については、料金（実費等）をいただきます。

種 類	施設入所支援及び短期入所	生活介護
A. 食事（基本的な朝・昼・晩の食事）	1日当り 1,500.円 朝食 300円 昼食 600円 夕食 600円	1日当り昼食1食 昼食 600円
B. 光熱水費（居住等に係るもの）	1日当り 407円	—
C. 自由参加の外出、旅行の付添経費	1人1時間当たり 500円	1人1時間当たり 500円
D. 通院の際の自動車燃料費又は車借上げ料	実 費	実 費
E. 小遣いの預り金管理料	月額 300円	—
F. 小遣以外の預かり金管理料	月額 200円	—
G. その他日常生活において通常必要となるものであって利用者が負担することが適当なもの	実 費	実 費

※1、6利用料に定める「A.食事」「B.光熱水費」については、月当りの負担額が軽減されます。食費等料金（A.B）について、利用者に支給される補足給付を事業者が代理受領する場合には、利用者は食費等料金から補足給付を除いた額を事業者にお支払いいただきます。

※2、6利用料に定める「A.食事」の日額は朝・昼・晩の3食分です。

※3、食事が不要な場合には、7日前までにお申し出下さい。3食とも不要な場合で7日前までに申し出があった際には、重要事項説明書6利用料に定める「A.食費」に係る自己負担額は3食とも食事が不要となった日数分いただきません。

※4、光熱水費については前年度の平均から算出していますので、年度により変更する場合があります。

※5、給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※6、その他社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

（3）利用者の選択により提供するサービス利用料金

- ・特別な食事 実費

（4）その他

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合には、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる次の料金をいただきます。

- ・利用者の障害程度に応じたサービス利用料金
- ・その他受けたサービスの実費

(5) 利用者負担金の支払方法

利用者負担金は、サービス利用月末に締め、翌月の10日までに請求いたします。
請求月の15日までに、つぎの方法で支払い下さい。

〈支払い方法〉

- ・ 自動口座引き落としをお願いします。
- ・ ご利用できる金融機関
山陰合同銀行 郵便局 JAバンク
- ・ 手数料は事業者で負担します。

7. その他の費用負担

(1) 次の物品等が必要な場合は、利用者で調達、準備又は購入してもらいます。利用者で購入できない場合は、職員がご支援します。費用の負担額は実費です。

- ① 被服類（寝具・履物・タオルを含む）
- ② 施設が提供する以外の化粧品
- ③ 施設が提供する以外のひげそり器等
- ④ 嗜好品（たばこ・コーヒー等）
- ⑤ 個人用ティッシュペーパー
- ⑥ 施設が提供する以外の石けん・シャンプー・歯ブラシ・歯磨き剤・洗剤
- ⑦ 暖房器具・電気ポット・空気清浄機・他 扇風機以外の電気製品
- ⑧ 個人用の新聞・雑誌・書籍・文具
- ⑨ 施設が提供する以外のおやつ
- ⑩ 散髪・パーマ
- ⑪ 私物クリーニング
- ⑫ インフルエンザ等の予防接種
- ⑬ 個人的自由参加のクラブ活動経費
- ⑭ 施設が提供する以外の紙オムツ
- ⑮ 帰省時の交通費

8. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	家族等の面会は、職員に申出て下さい。 家族等の宿泊は、家族会館でできます。
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊する場合は、担当職員を通じて申込み、施設長の了解を得て下さい。
雇っている医療機関以外での受診	帰省時に現在雇っている医療機関又は主に利用する医療機関以外で受診される場合は、ご連絡ください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 自由に利用できますが、他の利用者の迷惑にならないように利用してください。

	大事に使うよう心がけてください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙場所以外での喫煙はできません。 施設が提供する場合を除き施設内での飲酒はできません。
貴重品の管理	貴重品は、自分で管理していただきますが、自分で管理できない方は、預り金管理サービスを利用できます。
郵便物等の取り扱い	ご本人宛に届きました郵便物につきましては、ご本人と一緒に開封させていただきます、必要に応じて事務手続きを代行いたします。その他重要な封書につきましてはご自宅へ転送させていただくことがあります。また、ご家族、ご親族から届きました小包につきましても、原則ご本人と一緒に開封し中身を確認させていただきます。
宗教活動・政治活動・営利活動	他人に押しつけることは、ご遠慮下さい。
動物飼育	飼育する場合は、職員に相談してください。 建物の中では、飼育できません。
危険物の預り	ライター、ナイフ等、施設の管理者が危険物とみなすものは持ち込みをご遠慮ください。
損害保険の加入	損害保険について、自己負担で加入をお願いします。

9. 苦情等申立先（お客様相談係）

当施設ご利用相談窓口	受付担当 [] [] 受付期間 毎週月曜日～金曜日 (国民の祝日、12月29日～1月3日を除く) 受付時間 8時30分～17時15分 電話番号 0854-62-1500 担当者がいない場合は、施設長が聞きます。
苦情解決責任者	施設長 []
第三者委員	氏名 [] TEL [] 氏名 [] TEL [] 相談日：随時受け付けます。
市町村の苦情受付機関	<ul style="list-style-type: none"> ・雲南市 健康福祉部 長寿障害福祉課 雲南市木次町木次 1013-1 TEL 0854-40-1042 FAX 0854-40-1049 受付時間 8:30～17:15（土、日、国民の祝日を除く） ・奥出雲町 健康福祉課 仁多郡奥出雲町三成 358-1 TEL 0854-54-2781 FAX 0854-54-1229 受付時間 8:30～17:15（土、日、国民の祝日を除く）

	<ul style="list-style-type: none"> ・飯南町 保健福祉課 飯石郡飯南町下赤名 890 TEL 0854-76-2111 FAX 0854-76-2221 受付時間 8:30～17:15（土、日、国民の祝日を除く） ・その他関係市町村の福祉担当課へ相談下さい。
島根県の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県健康福祉部障がい福祉課 松江市殿町1番地 TEL 0852-22-5247 受付時間 8:30～17:15（土、日、国民の祝日を除く） ・島根県運営適正委員会 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 内 電話 0852-32-5913 FAX 0852-32-5994 受付時間 8:30～17:15（土、日、国民の祝日を除く）

10. 虐待防止に関する措置

事業所は、障がい者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、「社会福祉法人仁寿会利用者虐待防止に関する規程」に基づき、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する。

(1) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	受付担当 [] 虐待防止に関する責任者 []
--------------	--

11. 緊急時の対応について

利用者の病状急変等の緊急時には、法定代理人又は身元引受人に連絡するとともに、かかりつけ医療機関との連絡、または救急車の出動要請等を行うとともに、速やかに医療機関との連絡調整を行います。

(1) 【主治医】 …かかりつけ医療機関

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

(2) 【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	

(3) 【協力医療機関】

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関の名称	雲南市立病院	奥出雲 コスモ病院	田部医院	落合歯科医院
医院長名	管理者 医師 松井 譲	院長 今岡健次	院長 医師 田部昭博	院長 歯科医師 落合 研
所在地	雲南市大東町 飯田 96-1	雲南市木次町 里方 1275-2	雲南市三刀屋町 三刀屋 321	雲南市掛合町 掛合 2150-10
電話番号	0854-43-2390	0854-42-3950	0854-45-2016	0854-62-0081
診療科	総合病院	精神科・神経内 科・内科	内科	歯科
入院設備	有り	有り	なし	なし

1 2. 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める「事故が発生した際の緊急対応要綱」によって、対応します。
非常時の訓練	年間6回の避難訓練と年間1回の総合防災訓練を実施しています。
防災設備	自動火災通報器 あり 自動火災報知器 あり ガス漏れ感知器 あり 防火扉 あり 消火栓 あり 非常電源 あり 防炎カーテン あり スプリンクラー なし その他 消防法の基準適合
消防計画等	消防計画書 消防署へ提出済 ([年 月 日]) 防火管理者 []
保険加入	事故・災害に備えて、次の損害賠償保険に加入しています。 ・加入保険内容 知的障害者施設総合賠償保険

1 3. 福祉サービス第三者評価

実施の有無		実施年月日	
評価機関		評価結果の開示状況	

第三者評価は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価する。

当施設及び事業所は、施設福祉サービスの提供にあたり、以上のとおり重要事項を説明しました。

平成 年 月 日

島根県雲南市掛合町松笠 2 1 5 4 番地 1

社会福祉法人仁寿会

理事長 [] 印

障害者支援施設 山楽園

施設長 [] 印

説明者

職氏名 [] [] 印

上記のとおり、重要事項の説明を受けたことを確認し、同意します。

平成 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

法定代理人又は身元引受人

住所 _____

氏名 _____ 印